

ケーブルテレビ利用規約（スマートルーム用）

第1条（本規約の適用）

CCNe t株式会社（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビ利用規約（スマートルーム用）（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより第3条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
HFC 施設	光ハイブリッド方式により幹線を敷設し、放送サービスおよびインターネット接続サービスを提供する施設
光施設	光ファイバー方式により幹線を敷設し、放送サービスおよびインターネット接続サービスを提供する施設
加入申込者	本サービスの申込をする者
申込物件	加入申込者が所有または管理する集合住宅
加入契約	加入申込者が本サービスの提供を受けるために、当社と加入申込者との間で締結される本規約を契約内容とする契約
一斉取付工事	当社と加入申込者が協議し、申込物件全戸を対象に貸出機器を取り付けること

第3条（本サービスの提供内容）

本サービスは、申込物件の入居者を対象に提供するサービスです。なお、本サービスは、エリア・当社施設・申込物件施設により提供内容が異なります。

- 当社は、申込物件の全戸に対し、別表に定める放送サービスおよびインターネット接続サービスを提供します。
- 当社は、入居者が本サービス以外に、当社が提供するサービスを希望する場合、入居者と当社との契約により提供することがあります。ただし、別表に定めるスマートルーム Wi-Fi10G またはスマートルーム Wi-Fi の場合は、JCOM 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話は提供しません。

第4条（契約の成立）

加入申込者が本規約に同意のうえ、所定の加入申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに、当社と加入申込者との間で、加入契約が成立します。なお、加入契約の申込に際し、放送サービスおよびインターネット接続サービスの提供をHFC施設または光施設のいずれによるかの判断は、当社が行います。

- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には加入契約の申込を承諾しないことがあります。
（1）加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難なとき。
（2）加入申込について、引込設備の設置又は保守することが著しく高額な場合。
（3）加入申込者が第5条1項に定める料金その他の債務（本規約に規定する費用及び費用以外の債務をいいます。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
（4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第5条（料金）

加入申込者は、申込物件の全戸分の、別に定める加入契約金、施設の設置工事費、本サービスの利用料を支払っていただきます。

- 当社が申込物件の各住戸に貸出機器の一斉取付工事を実施するにあたり、加入申込者、入居者の都合により貸出機器を一部設置できない場合でも、加入申込者は、本サービスの利用料を全戸分支払っていただきます。
- 本サービスの利用料には、貸出機器の利用料金を含みます。なお、空室があっても本サービスの利用料は減額しません。
- 加入契約の権利は、住戸に帰属するものであって、入居者に帰属するものではありません。
- 加入申込者は、本条第1項に定める料金の支払について、加入申込者が指定する管理会社等に代行させることができます。この場合、当社は、その管理会社等に対し請求書等を送付するものとし、これをもって加入申込者に対する請求があったものとしします。

- 当社は、原則として加入申込者および加入申込者が指定する管理会社等に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入申込者および加入申込者が指定する管理会社等が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。
- 当社は、加入申込者および加入申込者が指定する管理会社等が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき110円（税込）を請求します。
- 料金計算の起算日は、第7条に定める本サービスの利用開始月の初日を起算日とし、終了日は加入契約の解約または解除の日とします。当社は本サービスの利用料を暦月単位に計算し、暦月に満たない日数については1ヵ月とします。
- 加入申込者は、貸出機器を故意または過失により破損あるいは紛失した場合、別に定める補填に要する費用を負担していただきます。

第6条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、6年間とします。なお、第7条に定める本サービスの利用開始月を1ヵ月目とします。

- 加入申込者は前項の最低利用期間内に加入契約の解約または解除があった場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間に満たない月数の本サービスの利用料を解除料として支払っていただきます。

第7条（本サービスの利用開始月）

当社は、一斉取付工事を実施し、その翌月を本サービスの利用開始月とします。

第8条（施設の設置、所有および維持管理）

当社は、本サービスを提供するための別図に定める施設を設置し、所有します。なお、加入申込者は施設の設置工事に伴って必要となる管路、場所、電源等を無償で提供していただきます。

- HFC施設にて本サービスを提供する場合、当社は申込物件に同軸ケーブルを引込み、保安器および貸出機器を設置します。
- 光施設にて本サービスを提供する場合、当社は申込物件に光ファイバーケーブルを引込み、V-ONU、D-ONU、光成端箱、光スプリッタ等の貸出機器を設置します。
- 加入申込者は、別図に定める施設を所有します。

- 本条第1項乃至第4項に定める所有範囲内において修繕、更新等により費用等が発生した場合は、各々の所有範囲において負担します。ただし、加入申込者が所有する施設（本サービスの提供に関係するCATV増幅器及び分岐・分配器・壁面テレビ端子）の故障・老朽化による維持管理については、故意、過失または自然災害等に起因する場合や当社が修繕困難と判断する場合を除き、当社が当社の負担にて行います。

- 当社は、入居者の入退去に伴う貸出機器の取付、撤去は行いません。

第9条（保守点検作業）

当社は、本サービスを提供するために設置した機器等の保守点検等のため、申込物件内に立ち入りできるものとします。その場合はあらかじめ申込物件の管理会社または管理組合等に連絡の上行うものとし、加入申込者、管理会社または管理組合等は可能な範囲で当社に協力していただきます。

- 当社は、本サービスを中断する場合、保守点検作業等事前にわかるものについては、申込物件の入居者に加入申込者、管理会社または管理組合等を通じて事前に通知します。ただし、天災事変等の不可抗力または不測の事故等が発生した場合はこの限りではありません。

第10条（加入申込者からの解約）

加入申込者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の3ヵ月前までに当社に届け出るものとし、解約の日までの本サービスの利用料および第6条第2項に係る場合は解除料を支払っていただきます。

- 加入申込者は、契約成立日から本サービスを受け始める日までに解約を申し出た場合であっても、工事の着手後であった場合は、その工事に関して解約の申し出があったときまでに着手した工事の部分および撤去にかかる実費を当社に支払っていただきます。

3 当社は、加入契約が解約された場合、加入申込者の費用負担により当社の施設を撤去します。なお、撤去にともない加入申込者が所有もしくは占有する敷地、家屋および構築物等の復旧を要する場合も加入申込者にその費用を負担していただきます。

4 加入契約を解約した場合でも、加入申込者の当社に対する一切の債務は消滅しません。

5 加入申込者は、加入契約が解約された場合、本サービスの提供ができなくなることを了承し、入居者へ周知するとともに、貸出機器の撤去に協力していただきます。

第 1 1 条（契約の解除）

当社は、当規約に違反する行為が加入申込者にあったと認めた場合には、催告のうえ本サービスの提供を停止すること、あるいは契約の解除をすることがあります。

2 加入申込者が第 5 条 1 項に定める料金を 2 回連続で当社が指定する期日までに支払わなかった場合、当社は、催告のうえ本サービスの提供を停止すること、あるいは契約の解除をすることがあります。

第 1 2 条（個人情報の取扱い）

当社は、サービスの提供に関連して知り得た加入申込者の個人情報を、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従い適正に取り扱います。

2 当社は、必要に応じて入居者の個人情報の開示を加入申込者に求めることがあります。

第 1 3 条（規約の改定）

当社は、本規約を改定することがあります。なお、規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい規約によります。

2 本規約を改定した場合、ホームページ等のオンライン上の表示、その他当社が適当と判断する方法により、加入申込者に対し、必要な事項を通知します。

第 1 4 条（承継）

加入申込者は、申込物件の所有権または管理権を第三者に移転するときは、当社に通知の上、本規約に基づく権利義務の一切を当該第三者に承継していただきます。

第 1 5 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項は、当社が別に定めるケーブルテレビ加入契約約款およびインターネット接続サービス契約約款に準じます。その他本規約に定めなき事項が発生した場合には、加入申込者・当社誠意をもって協議の上、措置を決するものとします。

附則 本規約は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から施行します。

別表（第 3 条 2 項関連）

（ 1 ）光施設における本サービスの提供内容

スマートルーム Wi-Fi10G	
放送サービス	放送事業者の地上デジタル放送と BS デジタル放送の各同時再放送サービス
インターネット接続サービス	最大通信速度 10Gbps を入居者で共有 本サービスは通信回線のみの提供であり、メールアドレス、ホームページスペース、セキュリティサービスは提供いたしません。

スマートルーム Wi-Fi	
放送サービス	放送事業者の地上デジタル放送と BS デジタル放送の各同時再放送サービス
インターネット接続サービス	最大通信速度 1Gbps を入居者で共有 本サービスは通信回線のみの提供であり、メールアドレス、ホームページスペース、セキュリティサービスは提供いたしません。

スマートルーム 10G	
放送サービス	放送事業者の地上デジタル放送と BS デジタル放送の各同時再放送サービス
インターネット接続サービス	最大通信速度 10Gbps 本サービスは通信回線のみの提供であり、メールアドレス、ホームページスペース、セキュリティサービスは提供いたしません。

スマートルーム 1G	
放送サービス	放送事業者の地上デジタル放送と BS デジタル放送の各同時再放送サービス
インターネット接続サービス	最大通信速度 1Gbps 本サービスは通信回線のみの提供であり、メールアドレス、ホームページスペース、セキュリティサービスは提供いたしません。

スマートルーム 300	
放送サービス	放送事業者の地上デジタル放送と BS デジタル放送の各同時再放送サービス
インターネット接続サービス	最大通信速度（下り）300Mbps 本サービスは通信回線のみの提供であり、メールアドレス、ホームページスペース、セキュリティサービスは提供いたしません。

（ 2 ）HFC 施設における本サービスの提供内容

スマートルーム 200	
放送サービス	放送事業者の地上デジタル放送の同時再放送サービス
インターネット接続サービス	最大通信速度（下り）200Mbps 本サービスは通信回線のみの提供であり、メールアドレス、ホームページスペース、セキュリティサービスは提供いたしません。

別表（第5条9項関連）

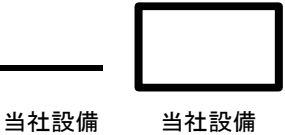
(単位：税抜)

端末接続装置補填費	スマートルーム Wi-Fi 10G	スマートルーム Wi-Fi	スマートルーム 10G	スマートルーム 1G	スマートルーム 300	スマートルーム 200
V-ONU	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
ケーブルモデム					10,000 円	10,000 円
通信用光端末機（D-ONU &無線ルーター一体型）				40,000 円		
通信用光端末機（D-ONU）		30,000 円		30,000 円		
無線ルーター				10,000 円		10,000 円
通信用光端末機（D-ONU） （10G 対応）	100,000 円		100,000 円			
無線ルーター（10G 対応）			60,000 円			

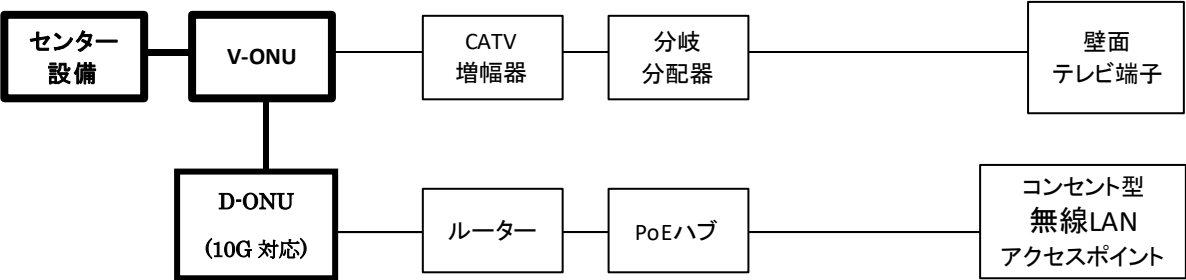
別図（第8条関連）

本サービスを提供するための施設所有区分

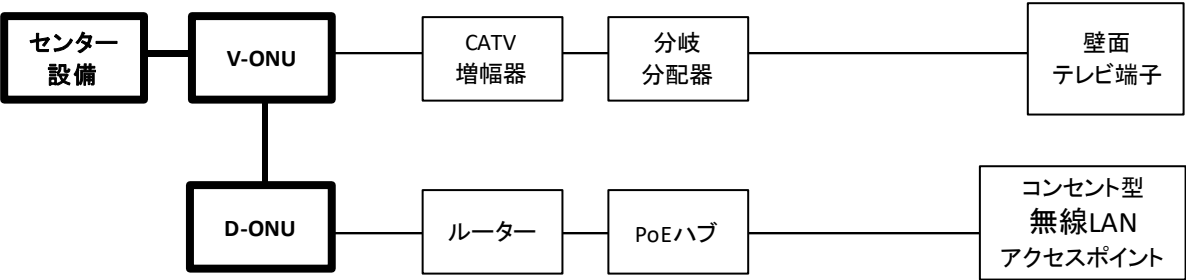
(凡例)



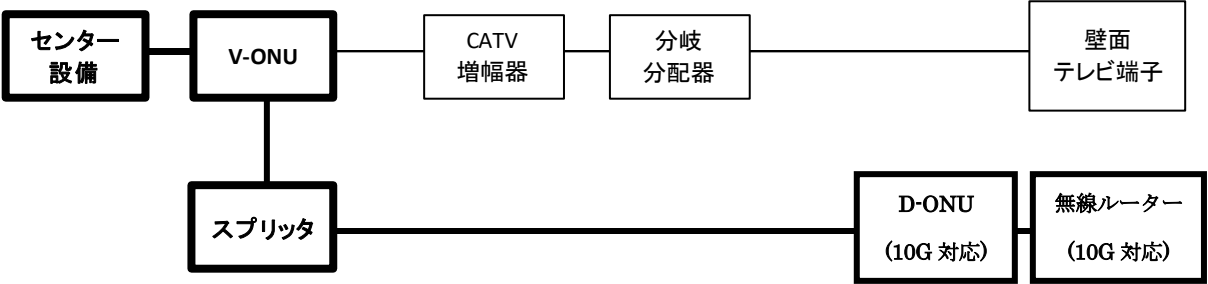
(1) スマートルーム Wi-Fi 10G



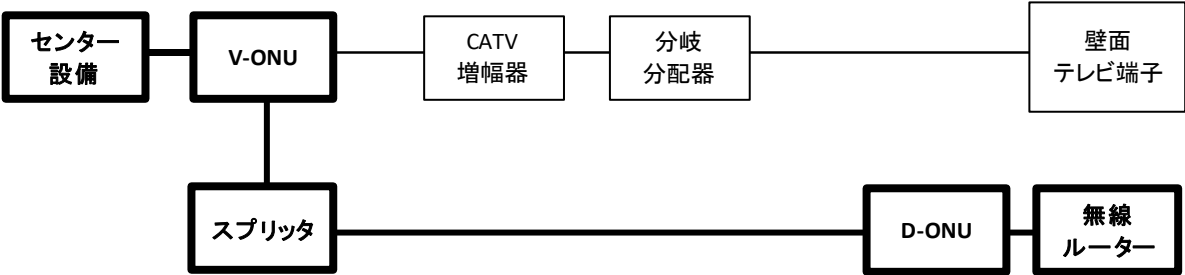
(2) スマートルーム Wi-Fi



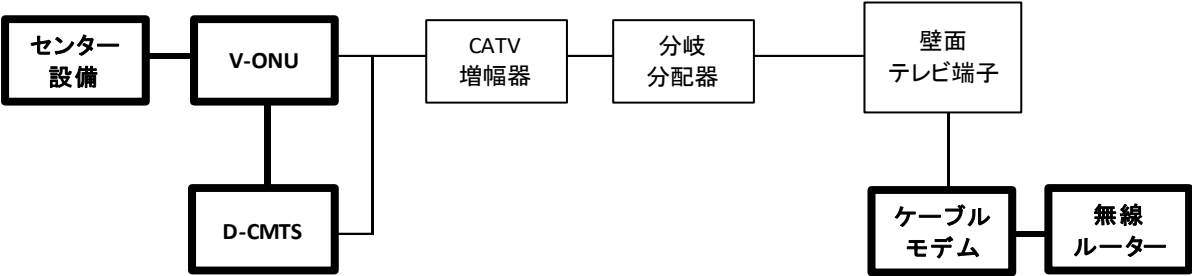
(3) スマートルーム 10G



(4) スマートルーム 1G



(5) スマートルーム 300



(6) スマートルーム 200

